

令和7年8月19日

オープンカウンター参加業者 殿

分任支出負担行為担当官
 関東地方整備局
 利根川上流河川事務所長 飯野 光則

見 積 依 頼 書

下記について、購入したいので見積書を提出願います。

- | | |
|-------------------|--|
| 1 件 名 | 充電式レスプロソー外14点購入 |
| 1 納 入 期 限 | 令和7年10月20日 まで |
| 1 納 入 場 所 | 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19番1号 利根川上流河川事務所 及び
千葉県野田市目吹1482 利根川上流河川事務所 目吹出張所 |
| 1 見 積 書 提 出 場 所 | 利根川上流河川事務所 経理課 |
| 1 見 積 書 提 出 期 限 | 令和7年9月3日 12時00分 まで |
| 1 見 積 合 わ せ 日 時 | 令和7年9月3日 13時30分 |
| 1 見 積 方 法 | (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であっても消費税及び地方消費税を除いた金額(税抜金額)を見積書に記載すること。
(2) 配送料・設置料等が発生する場合は、別項目で計上し、それらを含めた合計金額(税抜金額)を見積書に記載すること。
(3) 決定業者については、決定通知後、単価内訳(税込単価)を提出すること。 |
| 1 見 積 書 提 出 方 法 | (1) 電子見積の場合…… 電子調達システム
(2) 紙入札方式の場合…… 持参又は書留郵便等(書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。)により提出すること。
<提出先> 〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19番1号
関東地方整備局 利根川上流河川事務所 経理課 |
| 1 契 約 保 証 金 | 免除 |
| 1 内 訳 書 及 び 仕 様 書 | 電子調達システムにより交付する。
電子調達システムURL https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
ダウンロード方法については、関東地方整備局ウェブサイトを参照のこと。
https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000050.html |
| 1 契 約 書 作 成 の 要 否 | 要(請書) |
| 1 見 積 心 得 | 別途交付 https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000022.html |
| 1 競 争 参 加 条 件 | (1) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の
関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
(2) 当該案件に係る仕様書等の交付を発注者(電子調達システムを含む)より直接
受けた者であること。
(3) 関東地方整備局オープンカウンター方式(試行)実施要領第3条(参加資格)
のとおり
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000695029.pdf |
| 1 支 払 条 件 | 物品納入後、発注者が適法な請求書を受理した日から30日以内 |
| 1 そ の 他 | (1) 電報による見積もりは認めない。
(2) 「関東地方整備局オープンカウンター方式(試行)実施要領」及び「関東地方
整備局随意契約見積心得」を熟読のこと。
(3) 別紙仕様書等は発注者(電子調達システムを含む)から直接入手すること。
なお、発注者(電子調達システムを含む)から直接入手したことが確認できない
場合は見積書を無効とする。
(4) 納品にあたっては、品名、数量等の内訳が記載された「納品書」を提出する
こと。
(5) 納入期限までに完納がなされない場合には、契約を解除することがある。
(6) 問い合わせ先……利根川上流河川事務所 経理課 TEL 0480-52-3953
E-mail ktr-tonejo-keiri@mlit.go.jp |